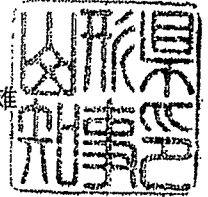




環企第183号  
平成13年8月10日

都市計画決定権者  
山形県知事 高橋 和雄 殿

山形県知事 高橋 和雄



環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書への意見について

酒田都市計画道路 酒田余目線に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境保全の見地からの意見は、別紙のとおりです。

## 別紙

### 1 総括的事項について

本事業の実施により図られる交通量分散や渋滞解消等の交通流改善効果を具体的に示すとともに、地域高規格道路「新庄酒田道路」全体の中での本事業の位置づけを示すこと。

また、対象事業実施区域の中から具体的なルートやインターチェンジの位置等を決めるに当たっては、環境影響の回避・低減に留意するとともに、地域に与える影響の把握や環境保全措置の検討の際には、周辺の既存道路等における事例を十分参考にすること。

### 2 環境影響評価の選定項目及び調査・予測・評価手法について

#### (1) 大気質、騒音、振動関係

対象道路と交差、並行及び接続する関連道路との複合的な影響についても併せて検討すること。

また、現状で環境基準を超過している地域及び住居、病院、学校等の施設については十分に配慮を行うこと。

#### (2) 水質関係

本計画では酒田市の上水道の取水口付近で渡河することから、橋梁工事による取水への影響について十分に配慮するとともに、直接流水に接して掘削及び浚渫等により水底の改変を伴う工事を実施する場合には水質項目の追加を検討すること。

なお、最上川は良好な水環境を有し、漁業権や水利権が設定されているが、その利用の実態について具体的に把握すること。

#### (3) 動物・植物関係

事業実施区域及びその周辺、特に最上川及び最上川河畔では、数多くの希少な動植物種の生息、生育が確認されていることから、調査地域の範囲やその選定理由についてできる限り明らかにすること。

なお、文献調査で確認された重要な動植物種のうち、現地調査で確認されなかったものについては、必要に応じて追加調査を検討すること。

#### (4) 生態系関係

最上川周辺の水辺環境では、橋梁工事及び橋の存在による生態系への影響は事業実施区域のみならず、より広範囲に及ぶことが考えられることから、広く最上川下流域を視野に入れて生態系への影響を予測・評価すること。

また、水田環境では、ホタル、メダカなどの身近な動物や植物を擁する生態系への影響についても対象とするとともに、小湿地帯や小さな池沼等が存在する場合は、それらに与える影響についても検討すること。

なお、注目種の選定においては、食物網の模式図や基盤環境と生物群集との関係を示す模式図等を用いて生態系の構造をわかりやすく整理するとともに、選定した理由を明らかにすること。

(5) 景観関係

防雪施設は景観に与える影響が大きいことから、設置を計画する場合は、景観への影響に十分配慮すること。

また、法面緑化においては、郷土種等を用いるなど地域にあった景観づくりを検討すること。

(6) 建設工事に伴う副産物関係

工事に伴う土砂等の搬出量、盛土資材等の搬入量、再利用量及び処分量等について定量的な予測を行うこと。また、搬出予定先及び搬入予定元についてもできる限り示すこと。